

# 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策（個人向け）

令和4年7月29日更新

対象等	区分	支援策	概要	問い合わせ先
新生児	給付	<a href="#">すくすく赤ちゃん特別支援金</a>	市独自 令和4年4月2日～令和5年4月1日に生まれ、出生により岡崎市に住民登録をした新生児を対象に1人5万円を給付（※申請期間：令和4年5月10日～令和5年5月8日）	子育て支援室 TEL:23-6628 FAX:23-7279
低所得の子育て世帯	給付	<a href="#">令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)</a>	以下のいずれかに該当する場合、児童1人5万円を給付 ・令和4年4月分の児童扶養手当の受給者 ・公的年金給付等を受けていることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた ・18歳までの児童（特定の障がい児は20歳まで）を養育するひとり親で、新型コロナウイルスの影響により直近の収入が児童扶養手当受給者相当に下がった場合	子育て支援室 TEL:23-6150 FAX:23-7279
		<a href="#">令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)</a>	以下のいずれかに該当する場合、児童1人5万円を給付 ・令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度市民税均等割非課税の場合 ・18歳までの児童（特定の障がい児は20歳まで）を養育するかたで、令和4年度市民税均等割非課税、または新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が令和4年度市民税均等割非課税相当に下がった場合	子育て支援室 TEL:23-6628 FAX:23-7279
低所得の世帯	給付	<a href="#">住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)</a>	基準日（令和4年6月1日）において岡崎市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。※生活保護受給者を含む。 ただし、下記のいずれかに該当する世帯を除く。 ①すでに住民税非課税世帯分又は家計急変世帯分の給付金を受給した世帯 ②住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯	ふくし相談課 TEL:23-6755 FAX:23-7987
		<a href="#">住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)</a>	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（住民税非課税世帯分）の対象にはならないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分住民税均等割が課税されている世帯全員のそれぞれの収入見込額が、住民税均等割非課税となる水準以下である世帯。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。	
離職等で住居を失った・失うおそれがあるかた	給付	<a href="#">住居確保給付金</a>	家賃実費支給（上限あり）、支給期間：原則3カ月（最長9カ月） ※世帯の収入・資産等による要件あり	ふくし相談課 TEL:23-6865 FAX:23-7987
	貸与	<a href="#">市営住宅の提供</a>	市独自 住宅の退去を余儀なくされているかたに対して市営住宅などを提供	住宅計画課 TEL:23-6322 FAX:23-6208

◆支援策の詳細は、リンク先をご覧ください。

## 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策（個人向け）

令和4年7月29日更新

対象等	区分	支援策	概要	問い合わせ先
感染等により仕事を休むとき	給付	<a href="#">傷病手当金（国民健康保険）</a>	国民健康保険の被保険者で給与の支払いを受けている方 直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額÷就業日数×2/3×日数	国保年金課 TEL:23-6169 FAX:27-1160
	給付	<a href="#">傷病手当金（後期高齢者医療制度）</a>	後期高齢者医療制度の被保険者で給与の支払いを受けている方 直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額÷就業日数×2/3×日数	医療助成室 TEL:23-6841 FAX:27-1160
収入が減って家計の維持が難しい	貸付	<a href="#">緊急小口資金（特例貸付）</a>	20万円以内 据置期間：1年以内、償還期間：2年以内、無利子・保証人不要	岡崎市社会福祉協議会 TEL:23-8799 FAX:23-7820
		<a href="#">総合支援資金（特例貸付）</a>	2人以上世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内、原則3ヵ月まで、 据置期間：1年以内、償還期間：10年以内、無利子・保障人不要	厚生労働省相談コールセンター TEL0120-46-1999
	給付	<a href="#">生活困窮者自立支援金</a>	上記の特例貸付を利用できない困窮世帯 ※収入、資産、就職活動等の要件あり	ふくし相談課 TEL:23-7130 FAX:23-7987
女性（購入が困難な場合）	配布	<a href="#">生理用品の無償配布</a>	市独自 生理用ナプキン（昼用22枚入り1パック） 令和3年4月21日から なくなり次第終了	ふくし相談課 TEL:23-6774 FAX:23-7987
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料が支払えない	猶予・減免	<a href="#">保険料の猶予・減免</a>	新型コロナウイルスの影響により一定程度収入が下がった場合	国保年金課 TEL:23-6167 FAX:27-1160 医療助成室 TEL:23-6841 FAX:27-1160 介護保険課 TEL:23-6647 FAX:23-6520
国民年金保険料が支払えない	猶予・減免	<a href="#">保険料の納付猶予・免除</a>	新型コロナウイルスの影響により一定程度収入が下がった場合	国保年金課 TEL:23-6431 FAX:27-1160 岡崎年金事務所 TEL:23-2637

◆支援策の詳細は、リンク先をご覧ください。